

## すべての労働者の賃下げにつながる特別給の引き下げ勧告に抗議する（談話）

～2020年人事院勧告にあたって～

2020年10月8日

国土交通労働組合 書記長 山崎 正人

人事院は10月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の特別給を0.05月分引き下げる勧告と公務員人事管理に関する報告を行いました。

人事院勧告は地方自治体の職員や準公務といわれる職種はもとより、民間の中小・零細企業における賃金水準の根拠となるなど、770万人の労働者に直接・間接的に影響するものです。民間賃金の「指標」にされているにもかかわらず、引き下げ勧告が行われたことは、経営側にさらなる賃金の引き下げの口実を与えることとなります。

くわえて、コロナ禍においても最前線で昼夜を分かたず尽力している医療従事者をはじめ、多くが最低賃金ほどの劣悪な処遇を強いられているエッセンシャルワーカー等にも大きく影響することは必至です。さらに、2020年度の最低賃金改定は、全国加重平均でわずか1円（0.1%）の引き上げにとどまっており、年収ベースで200万円に満たない労働者にとっては深刻な状況となっています。

私たち国土交通労組は、こうした情勢から脱却するためにも、人事院として政策的な賃金改善を行うよう求めてきたにもかかわらず、「民間準拠」に固執し、機械的に特別給のマイナス勧告を行った姿勢に、断固抗議するものです。コロナ禍にあっても私たち国土交通行政を担う職員は、災害対応や窓口業務など、国民生活を支えるために業務を遂行しています。そうした職員の奮闘を顧みず、特別給の引き下げ勧告を強行したことは、到底容認できるものではありません。

また、今回のように特別給だけの勧告は、国公法第28条2項が人事院に課している、現在の俸給表が「情勢適応の原則」に照らして適当であることを前提として、基礎給与が官民で均衡していなければならず、そのうえで、特別給についても増減する必要があれば勧告・報告するという法令上の理屈に鑑みれば、公務員給与体系全体で正確な官民均衡がとれているのかという点において、問題があります。

さらに、特別給の引き下げ分は、期末手当から差し引くとしていますが、今夏の民間のボーナス減少はコロナ禍による企業実績の著しい落ち込みによるものであり、「情勢適応の原則」に則るならば、成績査定分に相当する勤勉手当から差し引くべきです。ここにも政府の能力・実績主義強化に偏重した人事院の姿勢が鮮明に表れており、不当なものといわざるを得ません。

公務員人事管理に関する報告では、長時間労働の是正について、超過勤務の上限を超えたものについては、各府省からの整理、分析及び検証の状況報告にもとづいて必要な指導を行っていくとしているものの、職場は人員不足にくわえ、抜本的な業務改善が行われないうまま、数字だけの「超勤縮減」が強いられており、その結果「隠れ残業」や「不払い残業」が横行しています。報告では「業務の合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない職域においては、業務量に応じた要員を確保する必要がある」としていることから、人事院は早急に職場実態を把握し、定員課題も含めて政府へ意見を表明するなど、本来の役割を發揮するよう、強く求めるものです。

また、本年4月からは、大企業で正規社員と非正規社員との諸手当など労働条件における不合理な格差の禁止など、均等待遇にむけたとりくみがすすめられ、国の職場においても均等・均衡待遇にむけた措置が講じられるべきですが、非常勤職員の手当や休暇をはじめ、更新にかかる公募要件の撤廃や無期転換制度と同様の制度構築など均等・均衡待遇にむけた措置についてはまったく触れられておらず、人事院の処遇改善への姿勢はきわめて不十分といわざるを得ません。

私たち国土交通労組は、引き続き政府に対し、特別給の引き下げを実施させないよう追及を強めるとともに、月例給等にかかる作業をすすめている人事院に対しても、社会経済情勢の改善につながる勧告を行わせるとりくみをいっそう強めていく決意です。また、公務・公共サービスにかかわる労働者のみならず交通・運輸、建設産業の労働者とともに、官民共同のたたかいを広げ、大きな国民世論を築くことで、すべての労働者の賃金・労働条件改善をはじめとする諸要求の実現をめざします。

そのためにも、引き続き全国のなかまをはじめ、国民や国土交通省関連のすべての労働者のみなさんに私たちの運動への結集を呼びかけます。

以上